

## 9.貨物利用運送事業の現況

貨物利用運送事業は、実運送事業者が提供する多様なサービスを荷主の各種の輸送ニーズに結びつける機能を果たすものであり、荷主と実運送事業者との間のコーディネーターとして、効率的で円滑な経済活動の進展に向け、より一層の拡充が望まれるところである。

### 〔1〕事業者等の概要

#### （1）事業者数の推移

九州管内における貨物利用運送事業者数は、毎年わずかながら増加している。今後も環境問題への配慮や、運転者不足問題の解決策として内航・鉄道の貨物利用運送事業者数は増加するものと考えられる。

#### （ア）県別事業者数

(令和7年3月末現在)

事業者別 機関別 県別	利用運送事業					合 計
	内 航	外 航	鉄 道	自 動 車	航 空	
福 岡	238	26	73	1,017	20	1,374
佐 賀	5	2	10	97	0	114
長 崎	49	0	8	79	2	138
熊 本	14	0	21	155	1	191
大 分	36	2	13	83	2	136
宮 崎	18	1	5	83	0	107
鹿 児 島	98	1	12	157	3	271
山 口	18	6	—	—	—	24
<b>合 計</b>	<b>476</b>	<b>38</b>	<b>142</b>	<b>1,671</b>	<b>28</b>	<b>2,355</b>

資料:九州運輸局自動車交通部貨物課、海事振興部貨物課

(注) 1. 山口県、宇部市、山陽小野田市、下関市、長門市を対象とし、海運のみを計上。

## (イ) 事業者数の推移

(各年度3月末現在)

区分		年度								
		H2	12	30	R1	2	3	4	5	6
内航	第一種利用運送事業	304	321	308	308	306	308	315	317	318
	第二種利用運送事業	—	—	92	102	116	129	140	145	158
	運送取次事業	312	312	—	—	—	—	—	—	—
	計	616	633	400	410	422	437	455	462	476
外航	第一種利用運送事業	0	10	19	19	19	19	20	20	19
	第二種利用運送事業	—	—	18	18	18	18	18	19	19
	運送取次事業	5	7	—	—	—	—	—	—	—
	計	5	17	37	37	37	37	38	39	38
鉄道	第一種利用運送事業	15	11	2	2	2	2	3	3	3
	第二種利用運送事業	119 (61)	130	128	129	130	132	135	136	139
	運送取次事業	134 (61)	126	—	—	—	—	—	—	—
	計	268 (122)	267	130	131	132	134	138	139	142
自動車	第一種利用運送事業	3,458	4,127	1,341	1,398	1,442	1,512	1,575	1,603	1,671
	運送取次事業	3,459	3,361	—	—	—	—	—	—	—
	計	6,917	7,488	1,341	1,398	1,442	1,512	1,575	1,603	1,671
航空	第一種・二種利用運送事業(国内)	22	34	18	18	18	18	19	20	20
	第一種・二種利用運送事業(国際)	8	17	8	8	8	8	8	8	8
	計	30	51	26	26	26	26	27	28	28
合計	利用運送事業	3,926 (61)	4,650	1,934	2,002	2,059	2,146	2,233	2,271	2,355
	運送取次事業	3,910 (61)	3,806	—	—	—	—	—	—	—
	計	7,836 (122)	8,456	1,934	2,002	2,059	2,146	2,233	2,271	2,355

資料:九州運輸局自動車交通部貨物課、海事振興部貨物課

※ 平成15年度3月31日で取次事業は廃止された。

※ 平成15年度4月1日から内航海運及び外航海運に第二種利用運送が追加された。

※ 平成15年度からは自動車の利用運送は専業者のみ計上した。

(注)鉄道の欄の( )書きは、旧貨物運送取扱事業法附則第10条の規定による確認事業者で内数。